

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

対馬森林組合

平成20年9月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 対馬森林組合の概要

II . 審査経過・写真

III . 審査における判定事由書

IV . 添付資料（主な確認資料）

I. 対馬森林組合の概要

1. 申請者名称 対馬森林組合 代表理事組合長 扇 次男
(所在地) 長崎県対馬市厳原町南室 22 番地 1
2. 認定事業体 対馬森林組合
本 所 : 対馬市厳原町南室 22 番地 1
南部支所 : 対馬市厳原町南室 22 番地 1
中央支所 : 対馬市豊玉町仁位 1360 番地 5
北部支所 : 対馬市上県町佐須奈乙 821 番地 1
洲藻共販・加工所 : 対馬市美津島町洲藻キダラシ 820-8
3. 事業内容 森林施業、素材生産、木材共販所、木材加工、
製材品・木製品販売

(認定対象業種) 素材生産・販売、製材・木材加工、
木材加工品・木工製品販売

4. 沿革・概要

対馬森林組合は、平成 13 年 12 月 1 日に上県郡、下県郡の 2 組合が広域合併し『一島一組合』として発足した広域森林組合である。対馬市の森林整備を担う中核的立場として、森林組合員（2,591 人）の所有森林を対象に森林施業、素材生産を行うとともに、素材共販所と木材加工場での素材生産・販売、木材加工・販売を行ってきた。

共販所は、対馬唯一の素材市場であり、島内の素材の需給体制を支えてきたが、島内需要の減少により、取扱量が年々減少している。そのため、木材販路開拓に努力し、平成 16 年度から佐賀県伊万里木材市場への島外出荷にも取り組んでいる。

木材加工場は、小径木を利用した丸棒加工に取り組みながら、木製品の加工、対馬材の販路拡大を図り、島外の住宅メーカー向けに対馬ひのきの柱、土台角、家具用材としてひのき板材等乾燥材の生産供給を事業として実施してきた。共販・加工所における木材の整理、丸太及び木製品の加工、乾燥等には、3 名の作業員が当たっている。

SGEC 事業体認定の取り組みは、同時に森林認証申請中の同組合管理森林から生産される認証材の流通システムを確立し、対馬材のブランド化につなげようとの取り組みである。

【対馬森林組合の概要】

- ・組合設立 : 2001年(平成13年12月1日)
- ・組合員数 : 2,591名(正組合員)
- ・出資金額 : 75,619千円
- ・役員数 : 22名(常勤理事 1名 非常勤理事 17名 監事 4名)
- ・職員数 : 24名(一般職員 11名 現業職員 9名 常雇員 4名)
- ・事業収入 : 401,086千円(平成18年度)
- ・素材取扱高 : 105,912千円 取扱量 : 7,122 m³(平成18年度)
- ・保育機械 : プロセッサ2台、スイングヤード1台、グラップル1台、
フォワーダ2台、バックホウ3台、グラップル車(8t)1台
クレーン付きトラック4台、ダンプトラック2台、
木材人工乾燥機1基
- ・保有資産 : 木材加工場1棟 製品保管庫1棟
木材共販所併用貯木場1ヶ所 面積 5,950 m²
島外出荷用貯木場 巖原町久田港 面積 655 m²
峰町鹿ノ浦港 面積 700 m²
上対馬町舟志港 面積 250 m²
- ・組合作業班 : 12班 55名 (平成19年6月末現在)

【木材・木製品の年間取扱実績】

○木材・木製品の取扱量(平成18年7月1日～平成19年6月30日)

素材取扱量 : 7,122 m³

加工製品出荷量 : 924 m³

① 木材共販所年度別取扱量(洲藻共販所) 単位 : m³

年度	13	14	15	16	17	18	計
材積	1,422	1,519	2,995	1,614	1,319	1,109	11,315

② 素材販売量(島外出荷分) 単位 : m³

年度	13	14	15	16	17	18	計
材積	—	—	—	1,052	2,952	5,667	9,671

③ 木材加工(丸棒加工)量 単位 : 本

年度	13	14	15	16	17	18	計
加工丸太	9,132	18,848	10,612	12,503	14,113	9,320	74,528

④ 製材品の加工（丸棒製品外）販売額 単位：千円

年度	13	14	15	16	17	18	計
木製品	4,437	3,262	20,209	19,649	15,120	12,069	74,743

⑤ 木材乾燥量 単位：m³

年度	13	14	15	16	17	18	計
柱材	—	—	—	—	86.1	113.5	199.6
板材	—	—	—	—	46.0	48.9	94.9

5. 分別・表示管理の方針

対馬森林組合の分別・表示システムは、素材生産、木材共販所での素材販売、木材加工場での木材加工、製材品等の販売までである。

SGEC 分別・表示事業体認定取得に当たり、「対馬森林組合認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、「認証林産物」と、それ以外の林産物が生産・搬出、受入・保管、加工、出荷の各工程で混在しないよう、全体を管理する「認証林産物管理責任者」及び分別・表示管理を担当する「管理担当者」を各部門に配置し、適正な管理体制を確立することとし、「対馬森林組合林産物分別・表示管理体制」、「認証林産物の加工管理計画」を整えて管理体制を確立している。

基本的な作業工程の分別・表示管理の概略は以下の通りである。

- ①**素材生産**：伐採・搬出から、山土場検収、運材まであり、これらの行程は、認証森林であることの確認を怠らなければ、分別・表示は容易である。
- ②**素材の受入・保管**：認証林産物と非認証林産物を明確に区分して置き、他の製品等と混在しないように認証林産物であることを表示する。
- ③**加工**：認証林産物の加工・生産にあたっては、期間を定めて集中的に行うことを原則とする。
- ④**製品の乾燥・保管**：認証林産物の保管場所には、看板を立て、認証林産物は所定の色のバンド等で結束して保管する。
- ⑤**出荷・販売**：製品マークと伝票の正確な受け渡しと、購入先・数量・販売先・在庫等の認証林産物履歴のコード管理を徹底する。

なお、記録簿である「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」及び、素材生産現場の指導マニュアルである「認証森林伐採・搬出作業マニュアル」を定め、各段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底できる管理体制を確立していることを確認した。

【主な確認資料】

- 平成 19 年度業務報告書
- 対馬森林組合認証林産物の分別・表示管理方針書
- 認証林産物の加工管理計画書(素材販売・共販所・円柱加工場)
- 対馬森林組合林産物分別・表示管理体制図
- 「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル
- 対馬森林組合木材共販所及び配置図
- SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表(書式)

II. 審査経過

1. 対馬森林組合の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、春海賢一、山下友一の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年2月20日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム及び、全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

7月17日／書類確認及び現地確認

(場 所)

対馬森林組合事務所、素材共販所、土場及び木材加工場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員	児島 裕
専門審査員	春海賢一

(出席者)

対馬森林組合	代表理事組合長	扇 次男
同	指導課長	双須英男
同	業務課長	上原正康
同	業務課課長補佐	園田 茂

(内 容)

1. 事務所において事業の概要、現行の素材生産・搬出、受入・保管、加工、出荷における木材の流れ及び管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・加工、出荷管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 森林組合の素材共販所、土場及び木材加工場において、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。
3. SGEC 分別・表示システム及び、管理方針、分別・表示管理計画・体制等の遵守意志を各担当者に確認した。

【審査判定】

平成 20 年 9 月 19 日 / 審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	宇佐美 均
同 認証審査センター	山下 友一

(内 容)

1. 現地確認の結果及び SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 対馬森林組合の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、対馬森林組合は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 認定取得後の内部監査を適切に行い、認証林産物の適正なトレサビリティーを確立すること。（基準 3 - 4）
2. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。（基準 3 - 5）
3. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3 - 6）

【判定事由】

判定事由の詳細は、以下の通り。

基準	指標	確認事項	判定
基準 1 経営の安定性	1.1. 持続的に事業活動 を行いうる事業体 である。	対馬森林組合は、平成 13 年 12 月 1 日に上県郡、下県郡の 2 組合が広域合併し『一島一組合』として発足した森林組合である。対馬市の森林整備を担う中核的立場として、森林組合員（2,591 人）の所有森林を対象に森林施業、素材生産を行うとともに、素材共販所と木材加工場での素材生産・販売、木材加工・販売を行ってきた事業体である。	妥当
	1.2. 経営指標に照らし、 財務状態が健全で ある。	決算報告書の数値により、財務状態を確認したところ、経営は安定していると判断した。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準2 認証林産物 取扱の業態	2.1. 認証林産物を取り 扱う事業体として、 事業目的および内 容が適合している。	対馬市内森林組合員の所有森林を対象に森林施 業、素材生産を行うとともに、素材共販所と木材 加工場での素材販売、木材加工を行っている協同 組合であり、SGEC 認定事業体としての適合条件 を揃えている。	妥当
	2.2. 認証森林所有者・管 理者または認定事 業体と反復継続し て取引関係にある。	SGEC 事業体認定の取り組みは、同時に森林認証 申請中の同組合管理森林から生産される認証材 の流通システムを確立しようとの取り組みであ る。	妥当
	2.3. 認証林産物の普及 および利用促進、新 たな用途開発につ いて意欲的である	同組合では、新たな販路開拓に努力し、平成 16 年度から佐賀県伊万里木材市場への島外出荷に 取り組んできた実績がある。 SGEC 事業体認定の取り組みは同組合管理森林 から生産される認証材の流通システムを確立し、 対馬材のブランド化につなげようと意欲的であ る。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理 運営の体制	3.1. 認証林産物の分 別・表示管理に係る 計画を立てている。	対馬森林組合では、今回の SGEC 分別・表示事業 体認定取得に当たり、「対馬森林組合認証林産物 の分別・表示管理方針」（以下、「分別・表示管 理方針」という。）を定めており、生産・搬出、 受入・保管、加工、出荷の各工程を想定した「認 証林産物の加工管理計画書(素材販売・共販所・ 円柱加工場)」を作成している。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理 運営の体制	3.2. 分別できる製造工 程である。	<p>対馬森林組合の分別・表示システムは、素材生産、木材共販所での素材販売、木材加工場での木材加工、製材品等の販売までである。</p> <p>同森林組合の素材共販所の土場面積は、約 6,000 m²と広く、資材置場、製品倉庫も備えており、前記計画によって十分に分別できる工程である。</p> <p>また、島外出荷のための選木貯木場も3カ所の港に備えている。</p> <p>基本的な作業工程の分別・表示管理の概略は以下の通りである。</p> <p>①素材生産：伐採・搬出から、山土場検収、運材まであり、これらの行程は、認証森林であることの確認を怠らなければ、分別・表示は容易である。</p> <p>②素材の受入・保管：認証林産物と非認証林産物を明確に区分して置き、他の製品等と混在しないように認証林産物であることを表示する。</p> <p>③加工：認証林産物の加工・生産にあたっては、期間を定めて集中的に行うことを原則とする。</p> <p>④製品の乾燥・保管：認証林産物の保管場所には、看板を立て、認証林産物は所定の色のバンド等で結束して保管する。</p> <p>⑤出荷・販売：製品マークと伝票の正確な受け渡しと、購入先・数量・販売先・在庫等の認証林産物履歴のコード管理を徹底する。</p>	妥当
	3.3. 認証林産物の分 別・表示管理を行う 体制が整っている。	<p>同森林組合の「分別・表示管理方針」によって、「SGEC 森林認証された森林から生産した認証林産物と、それ以外の林産物が生産・搬出、受入・保管、加工、出荷の各工程で混在しないよう、全体を管理する「認証林産物管理責任者」及び分別・表示管理を担当する「管理担当者」を各部門に配置し、適正な管理体制を確立する」としている。</p> <p>なお、記録簿である「認証材取扱台帳」及び、素材生産現場の指導マニュアルである「「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」を定め、各段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底できる管理体制を確立していることを確認した。</p>	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理 運営の体制	3.4. 分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査を行える。	「対馬森林組合分別・表示管理方針」により、適正な管理体制を確立するため、「認証林産物管理責任者」を設置して、内部監査（検査）を行い、検査内容を記録することとしている。	向上目標
	3.5. 職域で適正な内部研修を行っている。	担当者の新規就労時及び配置換え時には、分別・表示に関する内部研修を行うこととし、作業班など現場従業員に対しても、指導マニュアルである「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」等を作成して、既存のミーティング時などに、安全作業、SGEC 森林認証、分別・表示の趣旨の徹底を図ることとしている。	向上目標
	3.6. 伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別する。	現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。 認定取得後は、認証林産物と非認証林産物とのコード番号を区別するとともに、認証林産物専用の「認証材取扱台帳」で管理し、非認証林産物と明確に区別することとしている。	向上目標
	3.7. 定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行う。	「素材及び製品について、定期的に棚卸を行い、常に在庫管理を行う」とともに、「専用の「認証材取扱台帳」を作成し、生産地・履歴等を記録するとともに、伝票など帳票類を5年間保存し、認証林産物の流通情報交換・開示に備える」こととしている。	妥当